

司法修習委員会（第2回）議事録

1 日時

平成15年9月12日（金）午前10時から午後零時5分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合，小津博司，金築誠志，鎌田薫，白木勇，高橋宏志
（委員長），西垣通，宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，井田良，出田孝一，稲田伸夫，大橋正春，梶木壽，木村光江
（幹事長），黒川弘務，小池裕，須賀一晴，鈴木健太，寺村温雄，中村
慎，山本和彦（敬称略）

4 議題

（1）協議（新しい司法修習の理念と基本構想について）

（2）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

4 「新しい司法修習の理念と基本構想」に関する論点

5 - 1 新しい司法修習について（参考資料A-7-1抜粋）

- 2 新しい司法修習の内容等について（参考資料A-7-2抜粋）

- 3 新しい法曹養成の全体像（参考資料A-7-4）

- 4 新しい司法修習&現在の司法修習（参考資料A-7-5）

6 「新しい司法修習の理念と基本構想」に関する考え方（案）

7 「新しい司法修習の理念と基本構想」についての委員発言要旨

（幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第2回）議事概要

（参考資料A）

8 - 1 ~ 4 省略

- 5 新司法試験実施に係る研究調査会中間報告

6 議事

（1）配布資料説明

木村幹事長及び荒井幹事から、配布資料について説明がされた。

（2）協議

新しい司法修習の理念と基本構想について、資料6（「新しい司法修習の理念と基本構想」に関する考え方（案））に基づいて協議がされた。

ア これからの法曹に求められる資質

（宮川委員）

資料6に書かれてあること自体に異論があるわけではないが、「新司法試験実施に係る研究調査会中間報告」（参考資料A - 8 - 5。以下「中間報告」という。）の4ページでは、新司法試験を通じて選抜すべき法曹像について、司法制度改革審議会意見書の記載を引用しながら具体的に表現している。この具体的な表現内容と資料6の1ページの記載は同じことを言っているのではないかと思うが、資料6の表現については、審議会意見書の当該部分を適宜引用するなど、もう少し工夫してはどうか。

（金築委員）

審議会意見書の表現は、司法制度改革全般の一つの前提となる法曹像を示すものであるのに対し、資料6では、法曹養成制度との結び付きをより強く意識した法曹像が書いてあるように思う。

（井田幹事）

中間報告4ページの枠の中には、確かに審議会意見書の文言が入っているが、枠外には、新司法試験ですべてを判定できるものではないという趣

旨の記載があることを考えると、新司法試験については枠外に言いたいことが書いてある感じがする。つまり、審議会意見書は、法科大学院、司法試験、司法修習というプロセス全体、さらには学部教育その他を視野に入れて何を指すかという大きな目標を考え、他方、中間報告では、これを新司法試験でどう位置付けるかという問題意識で書かれているように思われる。この時点では、抽象論よりも、司法修習に特化して何を指すのかを踏まえた書きぶりがベターと思うので、資料6の形でよいのではないかと（宮川委員）

法務省の新司法試験実施に係る研究調査会の在り方検討グループでは、「法曹に必要とされる資質は、プロセスとしての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきであるが、その資質の中で司法試験が何を確かめることができるのか。その資質のすべてを確かめられる試験として構想することは難しいのではないかと。司法試験の役割をある程度明確にしよう。」という議論があって、中間報告4ページのような文脈に収まったと思う。他方、資料6の1ページは、「これからの法曹に求められる資質」というタイトルを掲げているので、新司法修習の課程で養成していく資質に限らず、法曹として必要とされる全体的な資質を提示し、プロセスとしての法曹養成全体の中で司法修習の役割は何か、そこではどのような資質・能力を養成することに重点を置くのかという視点で書かれるべきものと思う。こだわらないが、審議会意見書とは少し乖離があるのではないかと感じた。おそらく一般的にはそのような感じ方を持たれるのではないかとと思うので、誤解のないように少し書き方を工夫した方がよいのではないかと（高橋委員長）

これからの法曹に求められる資質を大きく掲げた上で、司法修習が担うのはこれだという形で書くのがよいのか、それとも、司法修習に焦点を絞って書くのがよいのかという議論と思われるので、この部分は、最終案全

体を見て改めて議論していただくことでよいか。実質に大きな差があるわけではないことは確認できたと思う。

イ 司法修習の意義・理念

法科大学院との役割分担

(宮川委員)

資料6のこの部分の記載は、法理論教育と法律実務教育とを截然と段階的に区別した、割り切った書き方になっている。最後の「法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋を図るべきである」という表現は、今の集合修習の前期修習に当たる部分を法科大学院が担うという趣旨であろうが、その部分の教育は、導入部分かもしれないが、正に法律実務教育である。他方、法科大学院教育が今後どのようなようになっていくのかは今は見えない状況にあるが、クリニックやエクスターンシップなど、実務を意識した教育を構築しようと努力されている法科大学院も幾つかある。法理論教育と法律実務教育の境界は截然と区別されるものではなく、色の濃淡が少しずつ変わっていくという感じ、あるいは楔形ではないかと思う。資料6の2ページ前段の表現だと、大学関係者や実務家の中に少し違う受け止め方をする方もいるのではないかと思う。書くとしたらこうなるのかもしれないが、もう少し議論があってもよいのではないか。

(鎌田委員)

割り切りが難しいのは、宮川委員の指摘のとおりと思う。ただ、実際の実事の中に入り込んで事実を分析し、そこからいろいろ学んでいくことが法科大学院の中心になるかということ、法科大学院では、もう一つ前段階、事実の中に入り込んでいくための道具立てを身に付けさせるところから始めなければいけないだろうと思っている。資料6に書かれていることも、大まかな意味ではそういうことなのかと思う。法科大学院で、様々な実務

的な教育の工夫を凝らしたとしても、実際の事実に接することが中心とはならないだろう。基本を押さえなければ、その先の発展の土台が弱くなるので、法科大学院では、その土台をしっかり作っていただきたい。資料6は、基礎がしっかりしている人たちが、実務のいろいろな局面にいろいろな立場から現実に関与することによって、体験を通じて新たなスキルとマインドの向上を図るのが司法修習であるという割り振りで構想をまとめているが、大まかに言えばそういうことになるのではないか。法科大学院で実務を経験させる教育システムを考えているが、司法研修所の体制と比べると様々な限界、制約があり、とりわけ刑事の分野では、学生の身分で関与できる範囲には相当な限界があるだろうと思う。また、例えば、司法研修所で作っている白表紙のような素材を法科大学院で作っていただけるのだろうかという点も含めて考えると、従来の前期修習のような内容を法科大学院が全部引き受けられるかというところでさえ、少し心配である。法科大学院では、それより前の段階、いわば抽象的、一般的な理論の教育をしっかりやり、実務に直接接して実際に生の事実の中からいろいろと学び取る部分は、司法研修所をお願いせざるを得ないという印象を持っている。

(高橋委員長)

7月下旬に早稲田大学で開催された法科大学院の実務教育に関するセミナーでは、弁護士会と提携して法律事務所を設けることを考えている大学もあったが、おしなべて言えば、現在の司法研修所の教育に取って代わるものではないというトーンが多かったような印象であった。

(鎌田委員)

全体的にはそうであろう。抽象度を高めたシミュレーション的な形での実務への接触を通じて、法科大学院での基本的な理論教育の持つ意味を再認識させて理論教育の効果を高めることが、法科大学院における臨床教育的なものの第一義的な役割ではないかと思う。もちろん、いろいろな大学、

いろいろなカリキュラムの内容によって多少の違いがあるが、全体として言えば、法科大学院における実務教育の導入は、理論教育の補完、理論教育のための道具としての側面が強いのではないかと考えている。

(小津委員)

法科大学院と司法修習との役割分担の問題は非常に重要であり、今後もいろいろな論点を議論する際に、常に意識して議論を深めるべきであろう。そのためにも、法科大学院の構想に関する最新情報を適時いただくと参考になると思う。それから、役割分担の在り方の問題と、法科大学院がスタートしようとしている最初の時にどこまでできるかという問題とは、場合によっては少し違うかもしれないことを意識して議論する必要があるように思う。当面、資料6の1ページから2ページにかけての表現の問題であれば、議論が進んでから最後にもう一度考えたらどうか。現在の書き方でも、例えば、の法律実務教育については、「司法修習がその中心的役割を担うべきである」と表現されており、法科大学院が何もしないと書いてあるわけではないのではないかと。

(宮川委員)

将来、法科大学院の現実のありようを見ながら考えていく必要があるが、今の議論が議事録に掲載されれば、現段階ではこの表現で結構である。

(高橋委員長)

法科大学院構想の最新情報については、この場にいる法科大学院関係者の方からもご披露願いたいですが、先程、守秘義務その他の関係で刑事系の実務教育が非常に難しいという話が出た。この点はいかがか。

(木村幹事長)

私の大学では、取りあえず最初の段階ではいろいろな問題があるだろうということで、クリニック、エクスターンシップに関しては消極的な立場で構想している。

(高橋委員長)

一般の職業で理論教育と実務教育とをどのようにつなげて養成しているのか。

(翁委員)

私も、経済学を理論として学び、中央銀行に就職してから、臨床教育に近いものとして、OJTでいろいろな産業を調査したりマーケットを見たりしたが、理論と実務の両輪が有機的に結びつくことで経済を見る目や問題意識などの実務家としての素養ができていくと感じた。その意味で、大学院で幅広い体系を学び、実務でいろいろな問題にぶつかって自ら考えるというようにして実務家としての素養の土台を作っていくのであり、資料6のような2つの大きな棲み分けはなるほどと思われる。ただ、法科大学院は、正に今、試行錯誤しながら独自性や特色を出して競争しているところなので、画一的なものではなく、むしろ大学院のインセンティブを引き出すような、独自性を縛らない形での大まかな棲み分けが望ましいのではないかと感じている。

(西垣委員)

コンピュータ等の工学分野は、理論と実践がうまく密接に結び付いているように思われているが、必ずしもそうではない。大学では、プログラムの正当性の証明などといった理論面に重点が置かれるが、メーカーでは、例えばセキュリティーのプログラムを1年後に開発するなど、より具体的な仕事を中心になる。これまで長い間、理論と実践の二つの世界が分離してその間のギャップが大きいといわれてきた。それを解決する手っ取り早いやり方は人事交流である。メーカーにいた人たちを大学に教授として呼ぶとか、教授がしばらくメーカーに出向して開発プロジェクトに参加するとか、いろいろ考えられる。少し手荒いやり方をしないと、実践と理論との間で評価体系が違うので、どうしても乖離が生じてしまう。

今回の場合も、実践と理論の評価体系をどう設定するかということがまずあると思うし、もう一つは、人事交流というプラクティカルなやり方が一つ参考になると思う。

(高橋委員長)

表現は少し修正の余地があるかもしれないが、大体同じところを皆念頭に置いているという印象を持った。

新しい司法修習の指導目標

(金築委員)

「スキルとマインド」という言葉は、司法研修所の検討の中で出てきた言葉なので、若干説明させていただきたい。一つは、このような指導目標を掲げることが司法修習で今までと全く違ったことを教えることを意味するのかと言え、そうではないと考えている。従来は、ほとんどの法曹が主たる活動分野を法廷実務に置いていたので、司法研修所を卒業したら一人前の法曹として法廷で活動できることをイメージして司法修習を行ってきたのではないかと思う。ただ、従来の司法修習も、必ずしも法廷ですぐに役立つ知識や技術だけを教えていたわけではなく、基本的な類型の事件の修習を通じて他の類型の事案にも対応できる基本的、汎用的な知識、技能となるスキルを身に付けさせることも目標にして、法廷外の実務にも役立つものを教育してきた。もう一つは、法曹三者を統一養成する現在の制度自体に、法曹三者の相互理解を増進するねらいのほかに、法曹に共通する汎用的なスキルとマインドを修得させるねらいもあったのではないかと理解している。例えば、裁判修習では、特に実務修習において事実認定の訓練を重視しているし、民事における要件事実教育では、それを通じて法的分析力の訓練をすることにもねらいがあったが、この訓練は、裁判だけでなく他の法曹の仕事にも有用であったと思う。今後も、法廷実務の知識・技能の訓練そのものの必要性がなくなるわけではない。裁判官や検察官

は任命後すぐに研修があり、その後の継続教育もあるが、弁護士は、卒業してすぐ独り立ちし法廷活動をしたり、依頼者と真剣勝負をしなければならぬ場合がある。そのためには、基本的な類型の事件について、具体的な知識や技能が必要となるが、すべての科目を通じて、法曹三者に共通の指導目標を抽出する、考えるということであれば、今まではあまり前面に出ていなかった汎用的、基本的なスキルとマインドを指導目標として掲げるのが相当ではないか。むしろ、これからの法曹はますます多種多様な事案に対処しなければならなくなるが、これら多種多様な事案の中身を一つ一つ教えていくのは、限られた時間の中では不可能であり、多種多様な事案にも対応できる一般的な事実分析能力、事実認定の手法などを身に付けることを指導目標とし、こうしたことをより強く意識した教育を行うことが必要ではないか。このような経緯で、基本的、汎用的なスキルとマインドという言葉が出てきたものと考えている。

(小津委員)

金築委員の説明はそのとおりと思うが、スキルとマインドという二つの言葉で割り切れるかどうかについては、少し議論した方がよいと思う。前回、白木委員が話されたように、法律家にとっては人の話をよく聴くことが重要だということは、私も強く感じているが、人の話を聴く能力がスキルなのかマインドなのかといえば、そのどちらにも馴染まないように思う。能力という言い方がよいかもしれない。そういう分野もあることを意識した上で最終的な表現振りを検討してはどうか。

(宮川委員)

従前から司法修習が法曹普通教育だと言われてきた意味は、ここに書いてあるようなことであるが、集合教育には妥当するとしても、分野別実務修習についてはそうではないと思っている。修習生を実際に預かって個別指導したことがあるが、修習生に求めるのは、ライク・ア・ロイヤー、つ

まり一人の弁護士として思考させる，行動させることである。弁護修習の場合，例えば，ある会社から相談があり，消費者との間で担当者がもめごとを起こして大きな問題に発展しそうだという相談があるとする。まず事情を聞く。初動では聴き取り能力，コミュニケーション能力が重要である。その場であるいは会社へ赴き，修習生と共に事情を聴き，会社へ行けば資料を積ませて説明を受け，このようにして，事実の全体像を把握する。調査能力が問われる。伏在している法的問題だけでなく，倫理上，コンプライアンス上の問題がないか考える。そして問題解決，紛争解決の方法を考えさせる。修習生に問題を投げ掛けてディスカッションし，事実が不足している場合には修習生一人で調査に行かせる。様々に実体験させる。このような実情からすると，法曹として共通の基礎的なスキルとマインドを教えているのではなく，正に弁護士特有のトレーニングをしているわけである。検察修習や裁判修習でもそうであろう。それぞれの分野のそれぞれの業務のありようについて，それぞれの分野の法曹になったつもりで修習生が学び考えるのが分野別実務修習である。分野別実務修習が非常に優れているのはこういうことではないかと思う。このような感覚からすると，資料6のこの部分は，非常にきれいにまとめられているが，違うなという感じがする。

(小津委員)

検察実務修習での取調べ修習は，修習生に，権限の制約の中で，できる限り一人前の検察官と同じようにやらせるわけであり，これからも引き続きそうすべきであると思っている。しかし，そこで得られる能力は，検察官にならないと役に立たないものでは決してなく，汎用性のある基礎力であると理解している。このように理解すれば，宮川委員が今おっしゃったことと，資料6のこの部分に書かれていることとは矛盾するものではないと思う。

(金築委員)

確かに、実務修習は、個々の具体的な事件に取り組み、このケースについてどう考えるかを学ぶものである。宮川委員のおっしゃるとおり、具体的な生の事件と直接取り組むことが実務修習の真髄、意義であることは当然の前提として考えている。ただ、そこで扱った事件処理の中で出てきた具体的な事柄一つ一つだけが修習で獲得すべき知識・技能として目標になっているわけではない。個々の修習生によって扱う事件は全部異なり、これが集合修習の必要性の一つの理由にもなっているが、我々が修習生に望むのは、実務修習において、それぞれ違う事件の修習をする中で、裁判官としてどう考えどう対処するか、検察官の観点からはどう見るか、弁護士はどういうものの考え方をし対処するのかといった一般的なものを身に付け学び取ってほしいということである。

(白木委員)

確かに、弁護士や検察官のように依頼者と直接接触される当事者と裁判官とではやや違う面があるかもしれないが、「多様化、専門化した法曹の活動にも堪えられる基礎となる実務的能力を養成することを目指すべき」、「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的なスキルとマインドの養成に焦点を絞った教育を行う」という記載には、宮川委員がおっしゃったような弁護士としての活動も含んでいると思う。

(鎌田委員)

ここに書いてあること自体には基本的に賛成であるが、やや皮肉な見方をすると、ポイントの一つは、これからも裁判中心の修習をやらざるを得ないということであり、もう一つは、多様化や先端分野についてのニーズはあるが、やはり基本を重視した修習をせざるを得ないということであろう。

日本に様々な法律専門家が存在する中で、法曹という資格を得る直接的

な効果は、法廷に立つことができるという点である。新司法試験については、司法修習を経れば直ちに法曹としての活動を始めることができる程度の能力を備えているかどうかを判定するという言い方がされていたが、司法修習では、卒業したら直ちに法曹として活動できる人を育てなければならない。法廷に一人で出ても国民の期待を裏切らない能力が最低限必要であるという意味で、司法修習では、裁判を基本にして最低限の素養を身に付けてもらわなければならない。契約実務なども、将来、裁判になったらどうなるのかを視野に入れなければ予防法学的なものもできない。

法科大学院は、法律専門家の養成に特化するのだから、将来的には裁判以外の分野の実務教育については、修習の制度を借りなくても法科大学院が引き受ける部分が出てくると思うが、修習制度を使わなければならない裁判実務が修習の中心になることは、それでよいのだろうと思う。

それから、研究者も、最終的には非常に狭い分野に特化していくが、狭い分野をやりながらも、そこからより一般性のあるものを見付け出す姿勢で問題を捉えていかないと将来の発展は望めない。現在、専修コースなどで実務経験者を大学院に受け入れているが、先端的な法律問題に現に取り組んでいる方は、その分野しかやっていないので、もっと先に進もうとしてもなかなか乗り越えられない。飛躍ができないという限界があるのは、より基礎的、基本的なことをやっていないことが最大の原因ではないかという印象を受けている。

その意味では、実務修習で具体的事件に触れる場合に、その個別性にこだわらすぎるのではなく、そういうものを通じてどれだけ基本的なもの、一般性、将来の広がりを持つ素養をしっかりと身に付けるかという視点で実務修習を行うべきだと、この記述を読んで感じた。

(翁委員)

法曹に必要とされる柔軟で深い思考力とか、社会や人間を見ていく洞察

力，思考力は，技法という意味のスキルという感じではない。ここでいう見識や心構えとも関わると思うが，思考力，洞察力という非常に重要な部分がスキルとマインドという中にはうまく入り込んでいない感じがする。一般的なワードとして，スキルというとテクニカルなものを感じ，マインドは常識や深い見識，考え方を表す言葉に思える。そうすると，思考力や洞察力といったものは，スキルとマインドの両方にまたがるものとして入っているとも思えるが，少し分かりにくい。次の段落を見ると，こういった能力はむしろスキルに入っている感じで整理されているが，スキルだけではないような，マインドの部分も含むような感じがする。先ほど議論した資質として必要な部分が，この能力とどう分けて解釈すればよいのかというのが，この文章だけでは十分表せていない感じがする。

(今田委員)

まず一点は，あらゆる多様なものに対応できる汎用性のある基礎力というのは，よく考えると非常に難しく，どの分野でも各分野の専門家が議論して煮詰めていく作業が必要になる。

もう一点は，スキルとマインドといえは，非常にテクニカルなものがスキルに付着し，テクニカルでないものがマインドになるという区分けになるように思うが，基本的な能力というものをスキルとマインドという言葉でうまくすくい上げることができるのか，そうやってしまうことで重要な部分が抜けるのではないか。労働者が工場でローテーションしながら能力やスキルを形成していくことの最大のメリットはエマージェンシーに対する対応能力だと言われている。個々の知識やスキルはローテーションではない方法でも学べるが，何かアクシデントが起きたときに，それぞれのエマージェンシーに対する専門家でなくとも，ローテーションで訓練された人であれば，その工場の主任でもすぐ対応できる。基礎力とはそういうものに近いのかもしれない。それをスキルとマインドという言葉で言ってし

まうことはどうなのか。宮川委員のおっしゃったことも、弁護士としての基礎、基本を訓練の中で会得するという趣旨だと思うので、汎用性のある基礎力も各分野で違うのかもしれないし、その中身を詰めていくためにも、いろいろ議論を積み重ねることが必要ではないか。

(西垣委員)

教育を受ける立場になって考えてみると、司法修習と大学や大学院での教育はかなり異なる。例えば、法律家をめざす法学部の学生が何を考えているかと言えば、まずは司法試験に受かりたい、なるべく短い時間で求められている答えを出したいということである。しかし、司法修習は違う。試験に受かって、プロになることが認められたわけで、全く違うフェーズに入ったことになる。そこで初めて、宮川委員のおっしゃったような具体的な問題を自分が解決しなければならないという動機を持つことになる。そうすると、実は自分は何も知らなかったと思うのではないか。示された文章題から効率よく答えを導き出すのではなく、社会の訳の分からないリアルな出来事の中から何とか筋道を付けて一つの解決策を出していく、それを文章で表現していくという想像力を鍛えていかなければならないことに気付くはずである。御提案の記載は決して間違っていないが、リアルな出来事から文章的な知識にたどり着くための法曹としての想像力を付けさせるという点が明示されていると、一層分かりやすくなるのではないかと思う。

(高橋委員長)

三点ほど私から提案したい。

まず、スキルとマインドという言葉はよくないのではないか。これはもともとアメリカのロースクールの報告書に出てきた言葉で、法律家には馴染みがあるが、やや誤解を招きやすいので、他の適切な表現を検討した方がよさそうだというのが大体の方向かと思う。

二点目は、弁護士・裁判官・検察官として真剣勝負を始めているにもかかわらず、基本的、基礎的と言われることにやや違和感があるので、表現を再考してもよいのではないか。現在の司法修習と違うのか同じなのかということと関連するが、基本的、基礎的といわれたときに、今までの真剣勝負的な実務修習より緩くても構わないというニュアンスが出てしまうことがよいのか悪いのか、今までよりもレベルを落とすという意味で基本や基礎という言葉を使っているのではないということなのかどうか。この点を少し確認したいのだが、宮川委員は、今までよりも易しくてよいという意見ではないと理解しているが、よろしいか。

(宮川委員)

(うなずく。)

(高橋委員長)

三点目は、従来は法廷実務中心の修習であり、今後も法廷実務が修習の中心になるだろうというところがやや分かりにくい。今までの修習と同じなのか、少し違うのかという点について、この文章では、今までより広げているようであり、共通のものとして狭めているようでもある。前提として、修習は法廷実務を中心に行う点はよいと思うが、それが従来と同じイメージだけでよいのか。広げたという面と、他方、汎用性があると言っているところとをどのように理解すればよいのか。

新しい司法修習で養成すべき能力

(宮川委員)

資料6の3ページでは、基本的なスキルとして、法的分析能力、事実認定能力、表現能力とまとめ、これらの養成に重点を置くことが相当と考えられる旨記載してある。この三つの能力が非常に重要であることは異議がない。しかし、この三つは裁判修習には妥当だと思うが、例えば検察修習を考えると、その重要な部分である取調べ修習では、被疑者や参考人が

ら事実を聴き出していくコミュニケーション能力と、犯罪の全体像を掴み起訴すべきかどうかの判断が非常に重要となる。修習生は、法的な分析だけではなく様々なことを考えて総合的に判断し、起訴するかどうかの意見を指導担当検事に言うことになる。そこでは社会の事象を法律家としてどう理解するか、人間行動についてどのように考えるのかなど、今までにない経験をするようになる。弁護修習も同じことが言える。1992年にアメリカ法曹協会が出したマクレイト・レポートでは、弁護士に必要な技能を10挙げているが、第1は問題解決能力、第2は法的分析と法的推論能力である。私が修習生の指導を担当しているときは、修習生の問題解決能力、様々な事象を理解しそしゃくして問題解決のプランニングができる能力を高めさせたいと思っている。ここにあるように、法的分析能力、事実認定能力、表現能力の三つが重要なことは間違いないが、これらの養成に重点を置くことが相当と言われると、違うのではないかという感じがする。

法廷実務中心という点については、これから1500人、3000人を弁護実務修習で受け入れるときに、地方の弁護士会は法廷実務中心の実務修習であり続けるであろうが、東京や大阪では法廷実務だけではとてもまかない切れなくなる。現に、修習先の弁護士が法廷事件をほとんどやらないことが相当あり、これからはもっと増えるだろうと思う。その場合、同じファーム（弁護士事務所）の他の弁護士が担当する法廷事件に立ち合わせるなどしてやり繰りはしているが、修習が法廷実務中心と言えなくなる時代が目前に迫っているのではないかと感じている。そのようなことを考えると、2ページから3ページの書き振りは少し違うのではないかという印象を持っている。

（高橋委員長）

次のような問題意識で大丈夫かを検証したい。すなわち、「弁護士になる人こそ検察修習、裁判修習が重要である。裁判官がどのようにものを考

え、事件を処理していくのかを理解することこそが弁護士にとって有用であるから、法曹三者のすべてを見ることはよいことである。この現行制度は外国からも高く評価されており、これを維持するという意味では連続だが、他方、すべての修習生が裁判官や検察官になるわけではないとすると、その業種に特有のものはあまり強くやることはない。例えば、一部の批判の中には、裁判官の判決文をどう書くかということを細かく研修所で教えられて往生したという弁護士の声もあるが、仮にこれが事実だとすると、そういうところは今後は減っていくのではないか。しかし、裁判官がどのようにものを考えて事件を処理していくかということは会得してもらう必要があり、それは裁判官特有のものではなく法律家全体にとって有用なので、共通あるいは汎用というものとして残るのではないか。こちらの局面を強調すると、今までとは少しニュアンスが違うのではないか。」このような問題意識については、いかがか。

(金築委員)

委員長の指摘はそのとおりであり、汎用的、基本的という意味には、それぞれの職務に特有の技術的なことではなく、例えば、裁判官は何を考え、どう判断するのかということを読んでほしいということが含まれている。

個々の表現には、スキルとマインドという言葉を含めて特にこだわるものではない。もっとも、指導目標を立てるときに何を取り出すかという点については、問題解決能力というものが法律家が最終的に身に付けるべき能力かもしれないし、人間関係や社会的事柄に対する洞察力が優れているほど優れた法律家であることも間違いないと思うが、このような能力を生で教育しようとしても難しいのではないか。例えば、問題解決能力は、分析能力や表現力を含めた色々な能力の総合的な力であろうし、洞察力は、それまで積み重ねてきた全人格的な能力が関係するであろう。教育目標として掲げるときには、もう少し教育の具体的な指導理念にしやすいものに

していくことが資料6においては、考えられたのではないか。

(高橋委員長)

宮川委員から、資料6の3ページの「新しい司法修習で養成すべき能力」について、後半のマインドに関する記載部分にも違和感を覚えるとの意見があったが、この点につきどうか。

(木村幹事長)

幹事会の議論の中でも、宮川委員のような趣旨の意見が出され、マインドに関する最後の3行が付加された経緯がある。

(小津委員)

宮川委員の意見にあったように、検察実務修習の中で取調べ修習が重要であるのはそのとおりであり、今後もそうであると思う。もちろん取調べ修習といっても、まず被疑者や参考人を修習生の前に呼んできて話を聴くところから始まるのではなく、事前に記録を十分検討し問題点を詰めた上で必要な話を聴くことになる。判断のところでは、検察官になったつもりで起訴するのか不起訴にするのかをギリギリ考えるのであり、これも捜査部門の検察修習ではとても大事なことであるが、この部分が、資料6の3ページにある「（一）」では少し抜けている印象を持った。また、取調べ修習に関しては、資料6の「複雑な社会的事実の中から」云々で読めなくもないが、資料6の「自らの考えを他者に分かりやすく説得的に」というところには、虚心坦懐に何を言いたいのか、話を聴き出すという点が入っていない感じがする。

(鎌田委員)

資料6の3ページでは「法曹に共通して必要とされる基本的能力」として資料6の「（一）」から資料6の「（二）」が挙げられ、1ページの2（1）の第二段落では「法曹としての実務を遂行していく上で必要な知識・能力」として資料6の「（三）」とあり、さらに1ページの1のところでは、「法律家である者すべてが備えていなければ

ばならない基本的な知識・能力」とある。このように法律家に要請される知識・能力という言葉があちこちに出てくるが、少しずつ書かれていることが違うし、また、聴くことと説得することの両面での広い意味でのコミュニケーションに関する能力に言及しているのが3ページのしかない。

実務修習を行う意味、あるいは、法曹としての能力にも関連することであるが、例えば、企業の法務担当者としては、法律をよく知り契約書を作る際に法律問題は的確に指摘できるが、自分の提案した条項が営業にどのような影響を与えるかが感覚として分からない者は失格であるとか、また、法律問題を外部の弁護士に相談するときに、依頼先に最も有利なことだけを考えてくれる弁護士ではなく、公正な一般人としての意見を的確に指摘できる弁護士に依頼したいという話を聞いたことがある。これは、よい法律家は、法的に正しい判断ができることは必要だが、同時に、その判断がどういう社会的機能を果たしていくのかに対して鋭敏な感覚を持っていなければならないという話であろう。宮川委員の意見は、そういう部分についての言及がほとんどないという趣旨に通じるのではないか。そういう点もどこかに盛り込んであってもよいのではないか。この報告書は、それぞれの章で、そこに必要な範囲での能力だけが挙げられており、非常に機能的にできているが、掲げられているタイトルが「法曹の資質」とか「法曹に必要な能力」という非常に一般的なものであるのに、このような一般的な表題の中でこれだけしかないのかという印象はあるかもしれない。しかし、修習の中で養成できないものまで養成すると書いても仕方がないことも十分理解できるので、より納得しやすいものになるよう、表現方法や構成を考えていただければよいのではないか。

(井田幹事)

2ページの最終行を見ると、例えば、取調べで話を聴くという点については、「当事者等から事情を正確に聴き取る」に含まれているし、3ペー

ジ3行目にかけて重要な能力が挙げられ、特にその中で何に重点を置くかということで、 から が出てきている。人の話を聴く能力、コミュニケーション能力を身に付けさせることは確かに重要であり、決してその辺を考えていなかった訳ではないが、何もかも入れてしまうと盛り沢山になってしまう訳で、どこかにウエイトを置かなくてはいけない。

また、現在の司法修習は非常によくやられていて、改善すべき点があれば日々改善されているので、何か格段に新しいものが行われるとなると、逆に今までは何をやっていたのかという話になる。新しいことをやるという言葉だけで飾っても意味がないので、このような感じの表現でよいと思っていた。ただ、今までの議論を聞いていて、もう少し書き方に工夫が必要なかなという印象を持った。

(荒井幹事)

先ほど小津委員から、取調べ修習における聴き出す能力についての指摘があったが、幹事会でも同じ指摘があり、検討の結果、3ページの の事実認定能力の冒頭に、聴き出す能力の部分を組み入れてはどうかという趣旨で、「必要な事実調査を遂げるとともに」という部分を加筆した。ここに聴き出す能力を含ませるのがよいのか、コミュニケーションという意味合いでの表現能力に含ませるほうがよいのかといった点は更に工夫の余地があるかもしれないが、資料6はそのような議論も踏まえて作成されている。

(小池幹事)

法律家として必要な能力とは、問題解決能力、言い換えれば、仮説を定立していく能力と、洞察力というか一種の見当識であり、現実の事象の中で、この範囲でしか起こらないという仮説を立て、その中から取捨選択していく能力ではないか。法律家は、その上で事実と格闘するので、その実証性というところでインフォメーションを集める、聴く、見当識を働かせ

て認定する，判断する，そして最後に伝達するというプロセスを経ると思う。それらが少し切れ切れになっているので，整理して考えてみてはどうかという印象を受けた。

（鎌田委員）

効果に結び付かないことは記載しない姿勢になっているが，要するに，実務修習で何を教え込むかではなく，実務修習が法曹養成課程の中でこういう意義を持っていたということを書き，今後は教育的にこういうところに重点を置くという仕切りをすれば，先ほどの宮川委員の発言の趣旨が盛り込まれていくかもしれない。

（高橋委員長）

次回からの各論の議論に当たり，総論的には大体この辺りだという共通認識を持つことができたと思う。ただ，文章化については，今後の各論の議論から総論の議論にフィードバックして最後にもう一度議論する方法と，本日の議論を踏まえて幹事会で文章を直したものを次回示していただく方法があるが，取りあえず，各論を議論しながらフィードバックする方法でどうか。もちろん，幹事の方々には常に議論していただき，次回に資料を出していただくに越したことはないが，必ず資料を用意することは要求しないことよろしいか。

（出席委員全員）

異議なし。

（宮川委員）

資料6の3ページの3項に記載されている各分野別の期間配分と刑事系と民事系の比率については，違う考え方もあり得るところであり，次回委員会の冒頭で議論の時間を与えていただきたい。

（高橋委員長）

次回委員会は，「実務修習の在り方」の1回目の議論を予定している。

幹事会において、「実務修習の在り方」に関する議論のたたき台の作成をお願いしたい。

(出席委員全員)

異議なし。

(出席幹事全員)

了承

(3) 今後の予定等について

第3回委員会は、10月31日(金)午後1時30分から開催されることが確認された。

第3回幹事会は、10月14日(火)午後1時30分から開催されることとなった。

(以上)